

製品安全政策の概要と動向について

経済産業省
産業保安グループ^o
製品安全課

生活に潜む製品事故

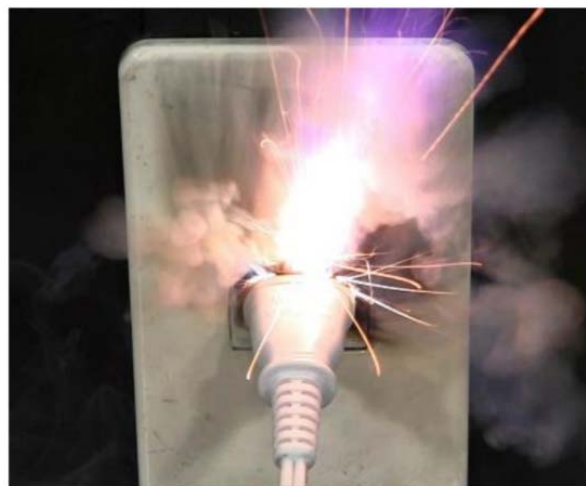
私たちの身の回りの製品による

死亡・火災等の重大製品事故

→ 1年間で **813件**発生 (平成30年)



屋内式ガス瞬間湯沸器の爆発着火の様子(イメージ)

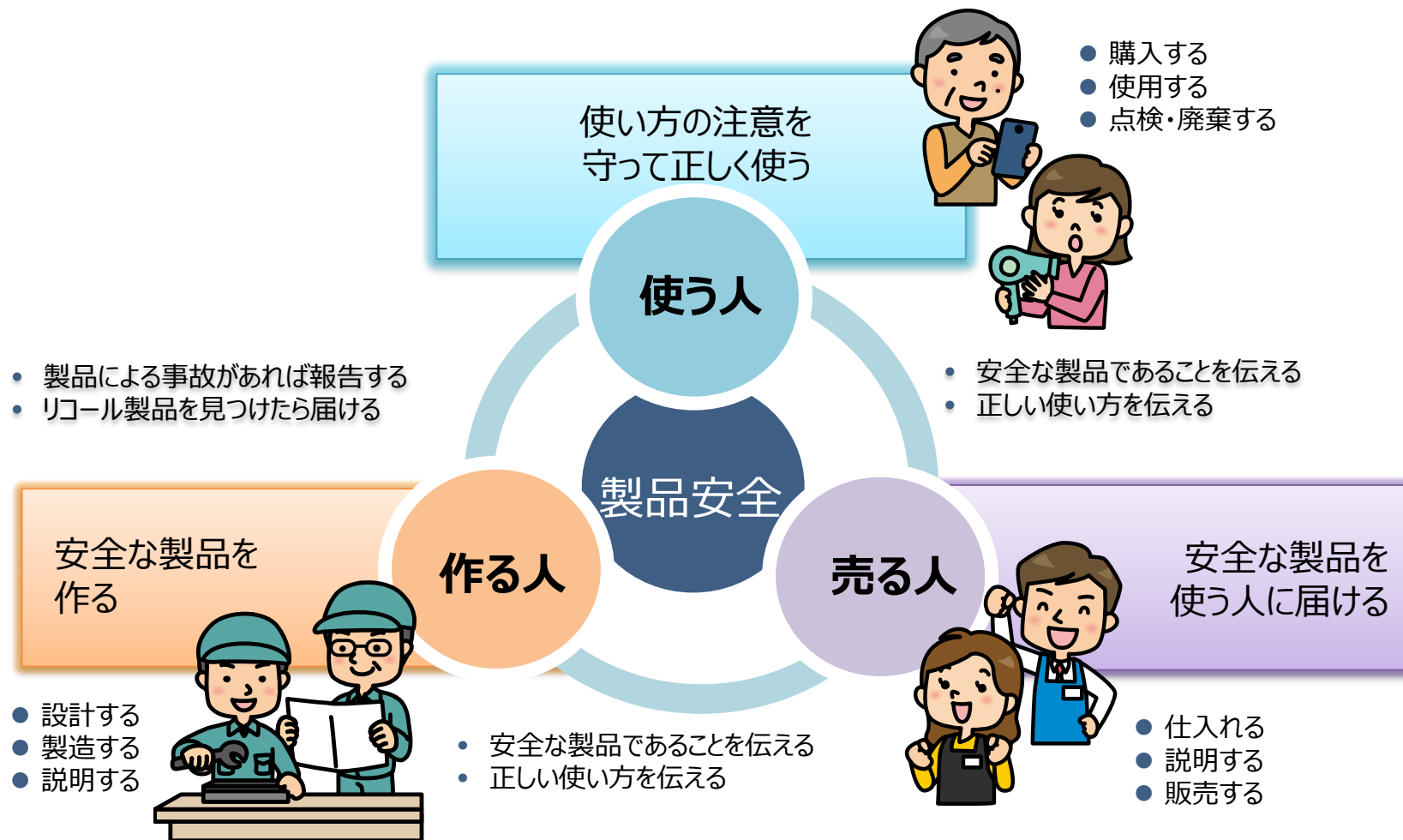


【NITEの再現実験】
トラッキング現象による発火



製品の安全確保の全体像

- 製品の事故を防ぎ、安全に使用するためには、消費者、製造事業者、販売事業者それぞれが役割を果たすことが重要。



製品の安全確保 ～経済産業省の取り組み

製品事故の未然防止

製造・輸入時

法律による事前規制

- 技術基準適合義務等
 - 規制品目の追加
 - 規制品目の技術基準改正



ライター LEDランプ 乳幼児用ベッド

- 技術基準体系の見直し
仕様規定から「性能規定」へ

経年劣化対策



- 標準使用期間等の表示義務
 - 長期使用製品安全表示制度
- 長期使用製品の点検実施義務等
 - 長期使用製品安全点検制度

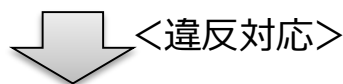


規制品目の追加、技術基準改正

販売時

技術基準違反への対応

- 販売時PSマーク表示義務等
 - 試買テスト（技術基準適合確認）
 - 立入検査等



- ✓ 製品の販売・出荷停止、自主回収
- ✓ 「表示の禁止」「改善命令」
- ✓ 「危険等防止命令」等

被害の拡大防止

使用時

重大製品事故情報の収集・公表

- 重大製品事故の報告義務
 - 重大製品事故情報の公表
 - 事故原因の究明調査



- ✓ リコール（製品回収等）指導
- ✓ リコールフォローアップ
- ✓ 「危害防止命令」

消費者への情報提供

注意喚起

- セミナー、イベント等の開催
- リフレット、チラシ等の配布
- テレビ、ラジオ等での注意喚起等

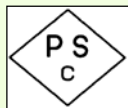
再発防止

サプライチェーン全体（製造・輸入・流通・販売事業者等）の自主的取組を促進

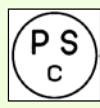
- リスクアセスメントの促進
- 製品安全対策優良企業表彰
- ESG投資を活用した企業への投資促進
- サイト運営事業者の違反対応協力
- 流通事業者のリコール協力の促進

(参考) PSマークの対象製品

消費生活用製品安全法



4品目



6品目

電気用品安全法

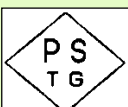


116品目



341品目

ガス事業法



4品目

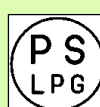


4品目

液化石油ガスの保安の 確保及び取引の適正化 に関する法律

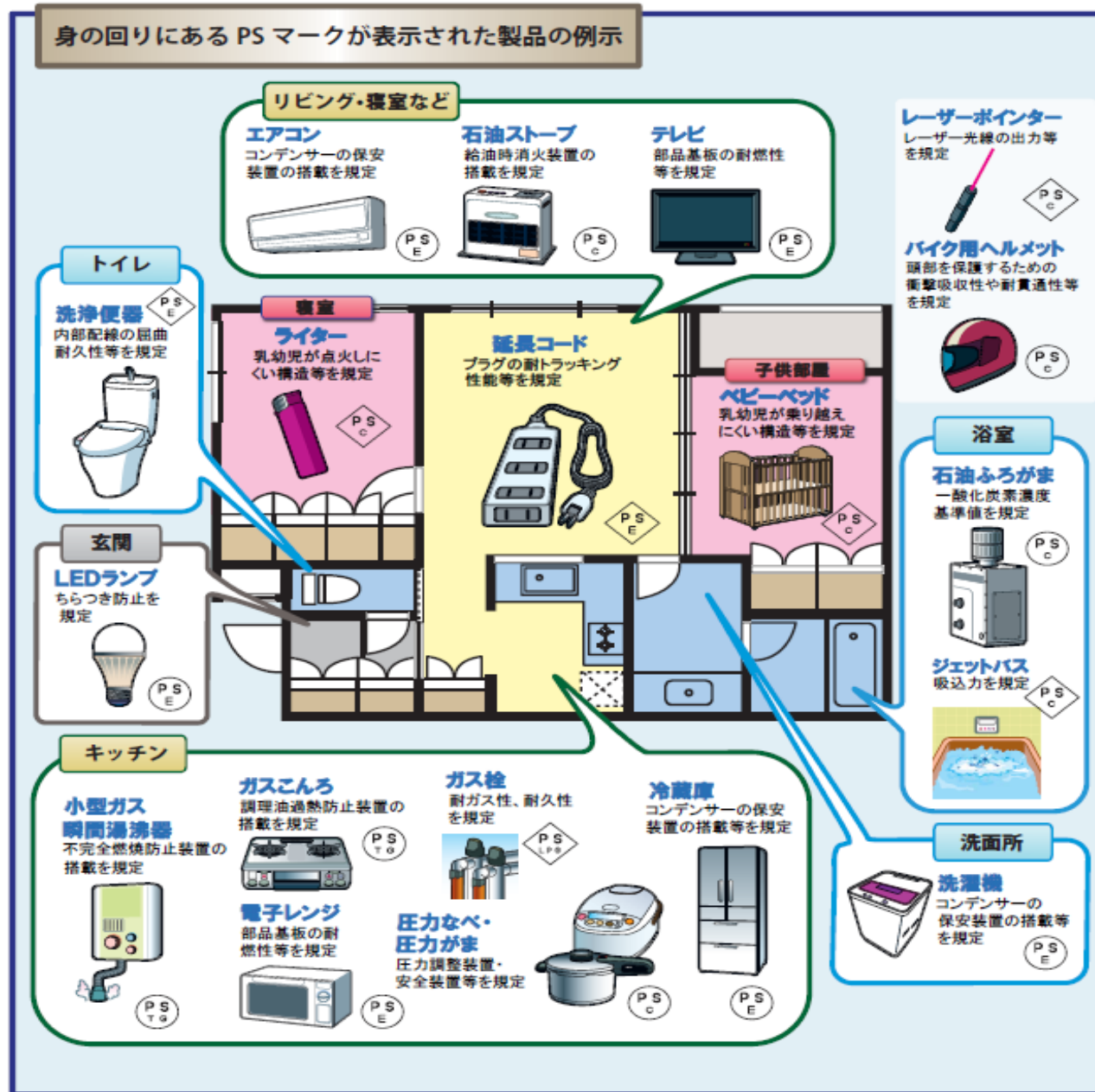


7品目



9品目

身の回りにおける PS マークが表示された製品の例示



違反件数（国の対応によるもの）

- 平成30年、製品安全4法に抵触するものと経済産業省が確認した違反件数は**計503件**。
- 違反事業者に対し、ヒアリングや立入り検査を実施し、口頭での注意や、改善を促す文書を発出する等により、違反状況の解消に向けた指導を行った。

違反件数の推移

	電安法	ガス事法	液石法	消安法	計
H 2 6 年	218	2	4	61	285
H 2 7 年	258	3	11	27	299
H 2 8 年	315	4	9	34	362
H 2 9 年	330	1	16	33	380
H 3 0 年	361	0	37	105	503

違反情報の入手端緒（平成30年）

試買テスト	NITE立入り検査	自治体立入り検査	情報提供	自己申告	その他
115	71	3	185	58	71

主な違反品

違反件数（自治体の対応によるもの）

- 平成29年度、各自治体の立入検査により判明した製品安全4法の販売事業者による違反件数は計9件。
- 各自治体は違反事業者に対し、口頭での注意や、改善を促す文書を発出する等により、違反状況の解消に向けた指導を行っている。

違反件数の推移（各自治体による販売事業者への対応）

	電安法	ガス事法	液石法	消安法	計
H 2 5 年度	7	0	0	9	16
H 2 6 年度	2	0	0	7	9
H 2 7 年度	2	0	0	5	7
H 2 8 年度	11	0	0	4	15
H 2 9 年度	4	0	0	5	9

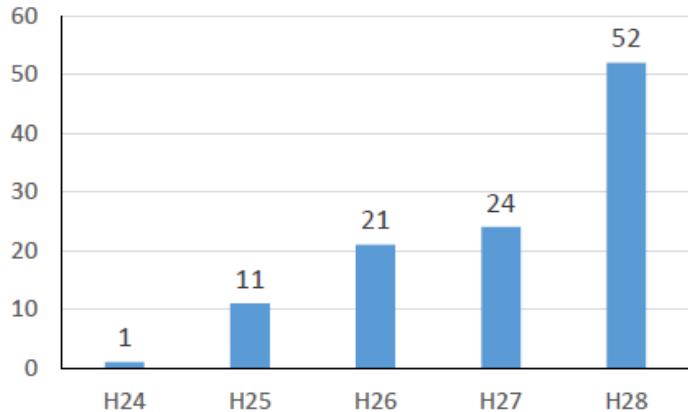
モバイルバッテリーの規制対象化について [電気用品安全法]

- 近年事故が多発している、いわゆるモバイルバッテリーについて、平成30年2月1日付けで通達※を改正し、電気用品安全法の規制対象であることを明確化。 ※電気用品の範囲等の解釈について（平成24・03・21商局第1号）
- 経過措置期間後（平成31年2月1日以降）は、PSEマークの無いモバイルバッテリーは販売禁止。

1. 通達改正の背景

- ① 電安法の規制対象品については政令で定義され、運用上の詳細は、通達において公開されているが、モバイルバッテリーの対象・非対象については、改正前の通達ではどちらとも読める内容。
- ② しかしながら、モバイルバッテリーについては、近年、事故が急増しており、また電子機器の外付け電源として用いられるリチウムイオン蓄電池そのものと解されることから、通達を改正し、規制対象であることを明確化した。

年度別 モバイルバッテリー事故発生件数



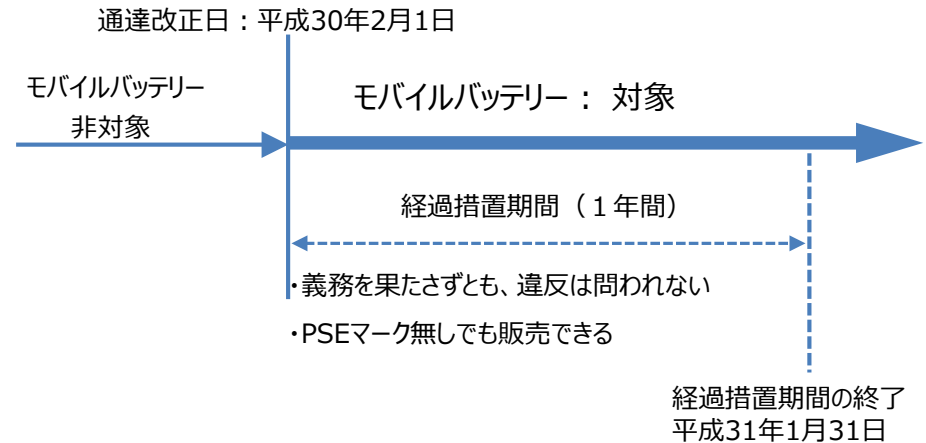
出典：平成28年度 事故情報収集・調査報告書、平成29年10月、製品評価技術基盤機構（NITE）

2. 経過措置期間

規制対象化により、モバイルバッテリーは技術基準適合や、出力電圧・外観についての全数検査などが新たに義務付けられ、これらの義務を果たした証であるPSEマークの付されたモバイルバッテリーの販売が義務付けられる。

このため、事業者の準備状況を踏まえ、平成31年1月31日までの1年間を経過措置期間とし、この間は、これまでの扱い（技術基準違反に問われない、PSEマーク無でも販売できる）によることもできていた。

改正・経過措置期間のスケジュール



平成30年の重大製品事故件数

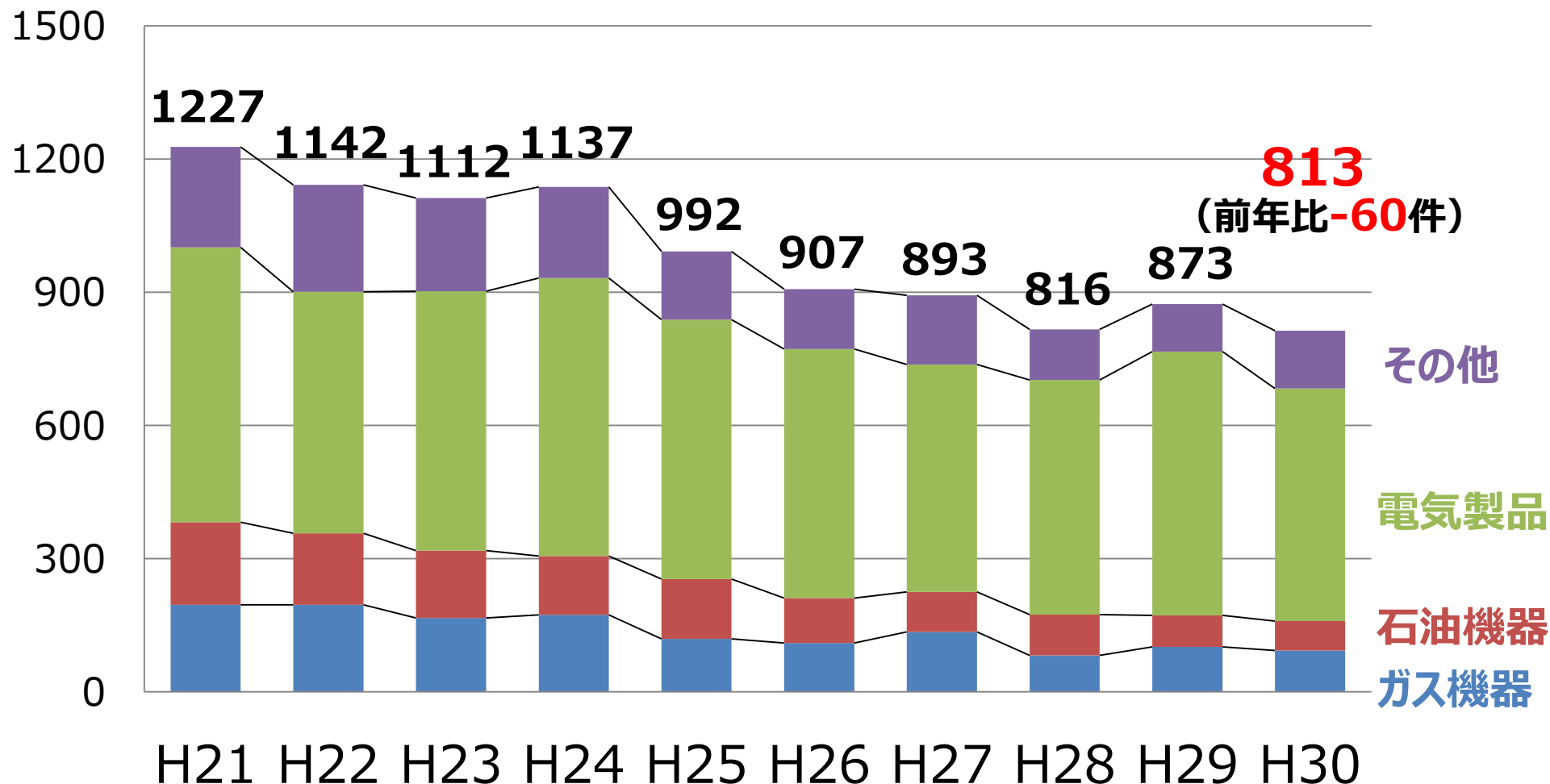
- 平成30年の重大製品事故受付件数は、**合計813件**。

	死亡	(うち火災による死亡)	重傷	(うち火災による重傷)	火災	一酸化炭素中毒	後遺障害	計
燃焼器具	8	(7)	9	(7)	135	5	0	157(19%)
ガス機器	3	(2)	6	(4)	79	5	0	93(11%)
石油機器	5	(5)	3	(3)	56	0	0	64(8%)
電気製品	8	(8)	15	(0)	500	2	0	525(64%)
その他	11	(0)	91	(0)	29	0	0	131(16%)
合計	27 (3%)	(15)	115 (14%)	(7)	664 (82%)	7 (1%)	0 (0%)	813 (100%)

注) ; 被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、
 ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」(15件)、「火災」かつ「重傷」(7件)の件数を差し引いている。火災事故として報告された件数は686件となる。
 ・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」(1件)、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」(1件)の件数を差し引いている。
 ・死亡者のほかに重傷者も発生した事故は、「死亡」として計上している。

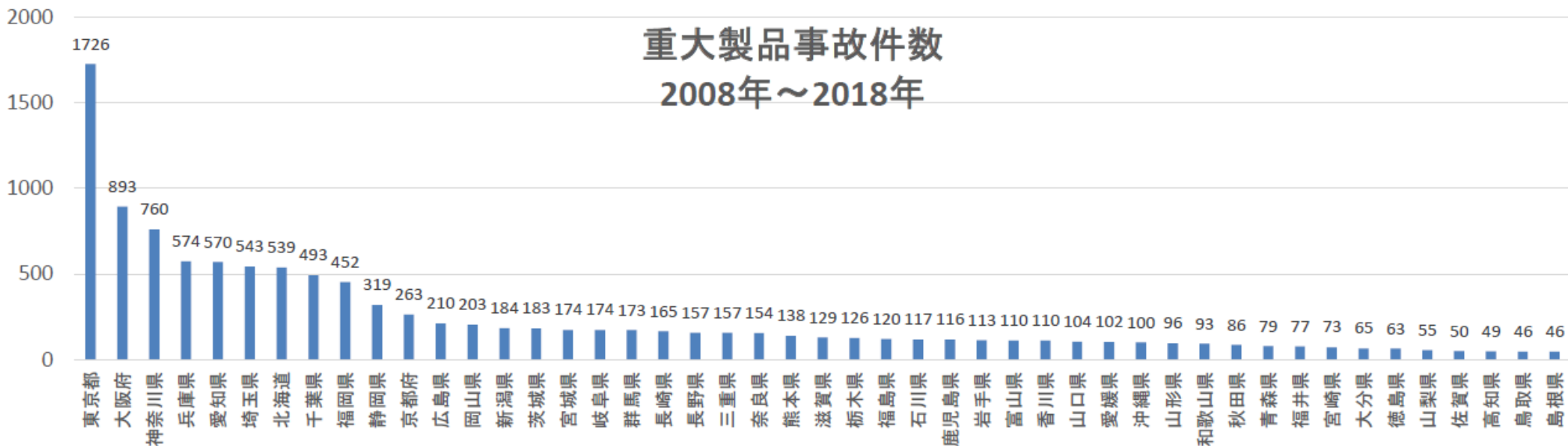
重大製品事故件数の推移

- 平成30年の重大事故件数は前年度より60件減。
- 主な増減品目は、照明器具（16件増）、電気ストーブ（16件減）、石油ストーブ（14件減）など。

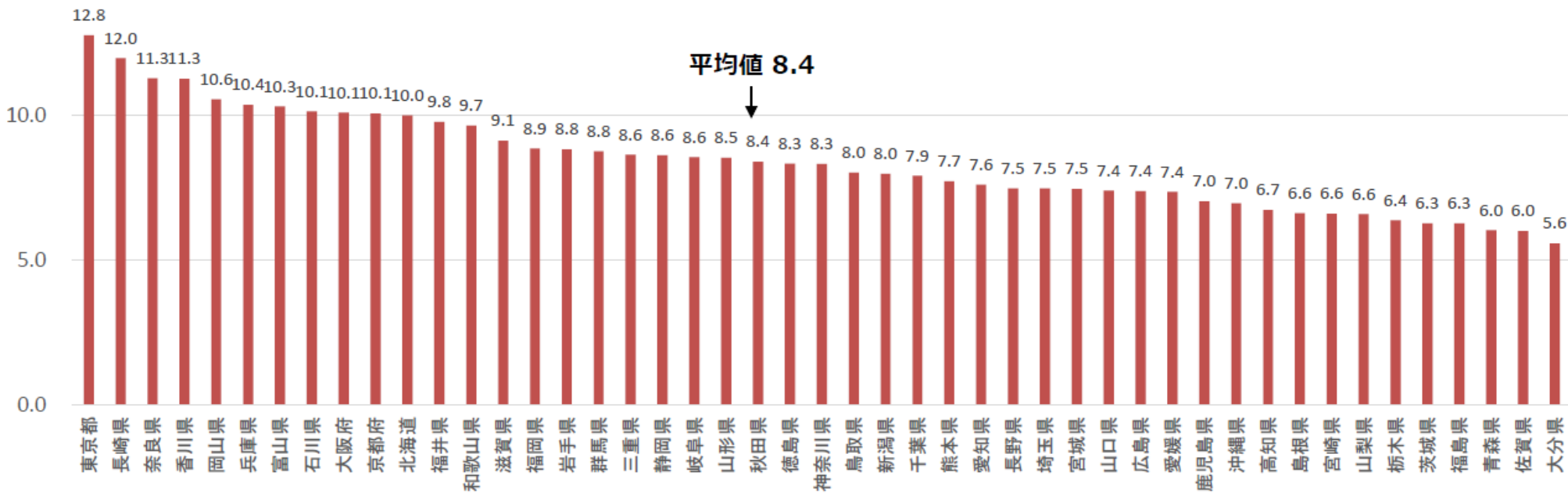


重大製品事故の各都道府県における発生状況

重大製品事故件数 2008年～2018年



人口10万人あたりの重大製品事故件数(事故に遭うリスクの高さ)

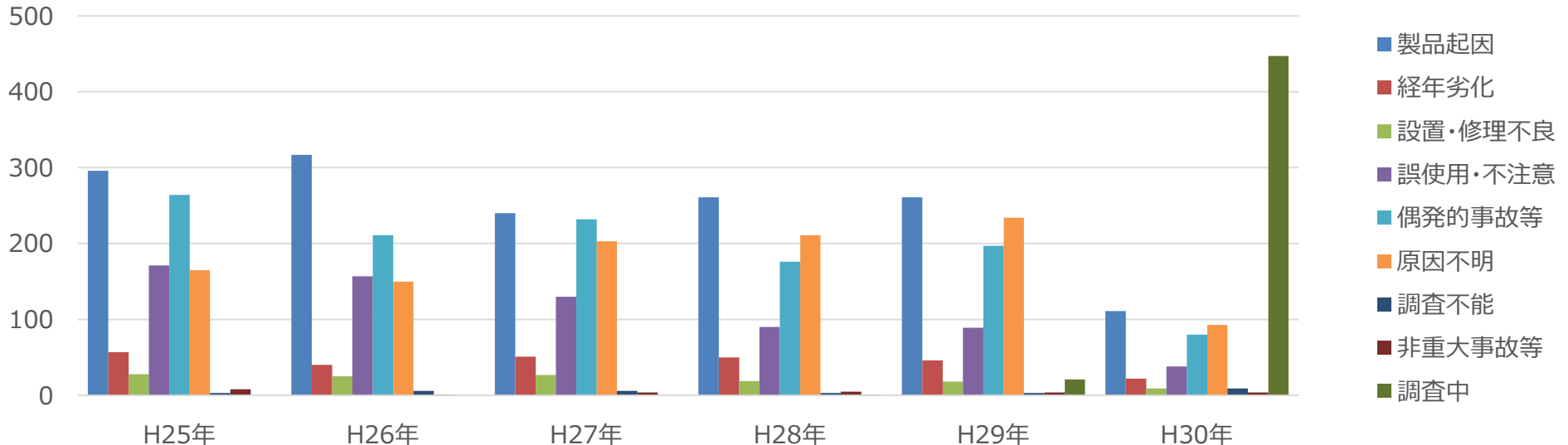


重大製品事故の原因究明

- 製品起因となった事故には、事業者が改善を促している。
- 技術基準違反による事故は発生していないが、製品起因が事故原因としては最多。
- リコール未対応、経年劣化、誤使用・不注意など、回避可能な事故が原因が特定できた事故の3割を占める。

受付年	製品起因	経年劣化	設置・修理不良	誤使用・不注意	その他非製品起因	原因不明	調査不能	非重大製品事故等	調査中	合計
H28年	261	50	19	90	176	211	3	5	0	816
	32%	6%	2%	11%	22%	26%	0%	1%	0%	100%
H29年	261	46	18	89	197	234	3	4	21	873
	30%	5%	2%	10%	23%	27%	0%	0%	2%	100%
H30年	111	22	9	38	80	93	9	4	447	813
	14%	3%	1%	5%	10%	11%	1%	0%	55%	100%

(件)



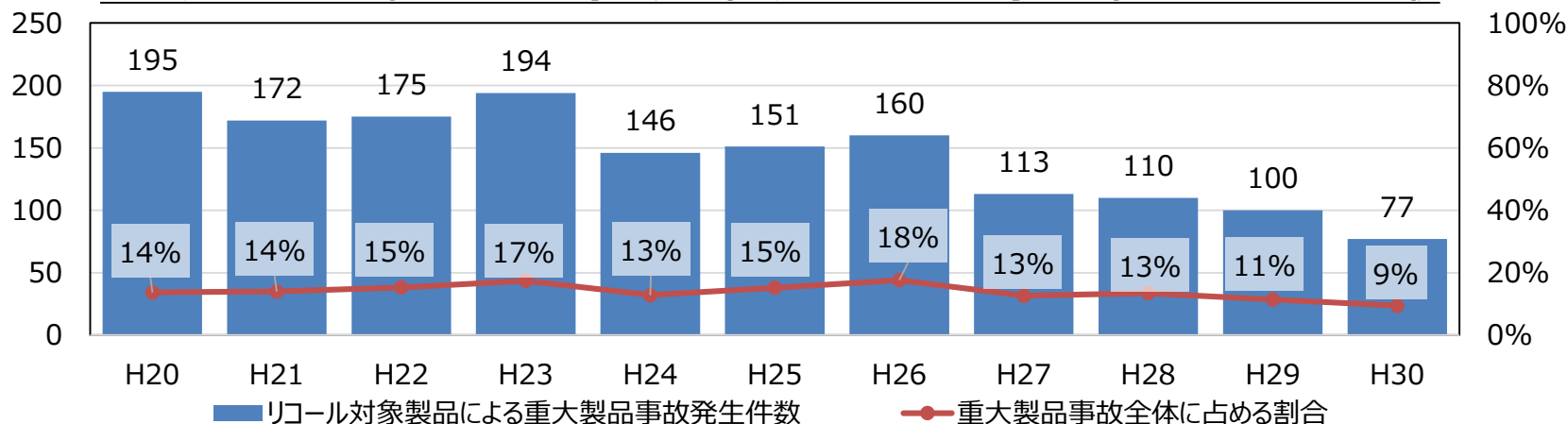
リコール件数の動向と取組の必要性

- 平成30年に開始された自主リコールは75件。そのうち、重大事故契機が19件、非重大事故契機は56件であった。
- リコール対象製品による重大製品事故は重大製品事故全体の約1割を占める傾向にあり、事故件数全体を減らしていくためには、リコール対象製品の回収率を向上させていくことが必要。
- 一方、リコールの実施については、まじめに取り組む企業が報われていない、不公平感があるといった声もあり、リコールの実効性を高めていく上で、様々な課題も生じている。

リコール開始件数

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
重大事故契機	19	19	26	14	20	13	19
重大事故契機以外	81	96	86	84	76	50	56
計	100	115	112	98	96	63	75

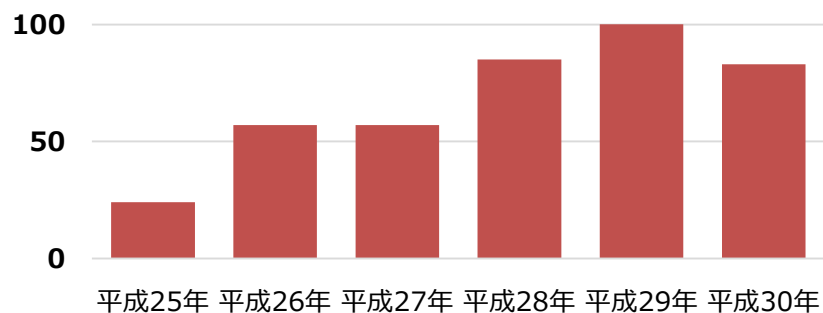
(件) **リコール対象製品による重大製品事故発生件数及び重大製品事故全体に占める割合の推移**



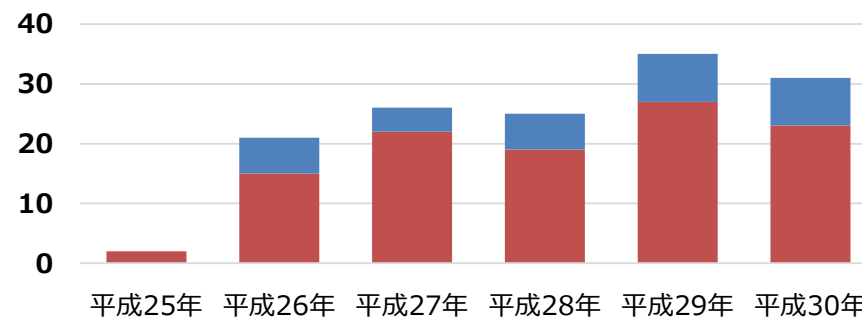
リチウムイオン蓄電池関連製品の事故動向

- リチウムイオン蓄電池の異常による製品事故は近年増加傾向にある。
- ノートパソコン、モバイルバッテリー、携帯電話機の事故は、大半がリチウムイオン蓄電池の異常による事故。
- 技術基準の設定のみならず、事業者によるリチウムイオン蓄電池の製造工程の管理や、機器側におけるバッテリーマネジメントなども併せて有効であると考えられ、対応方針等について調査・検討を行なっているところ。

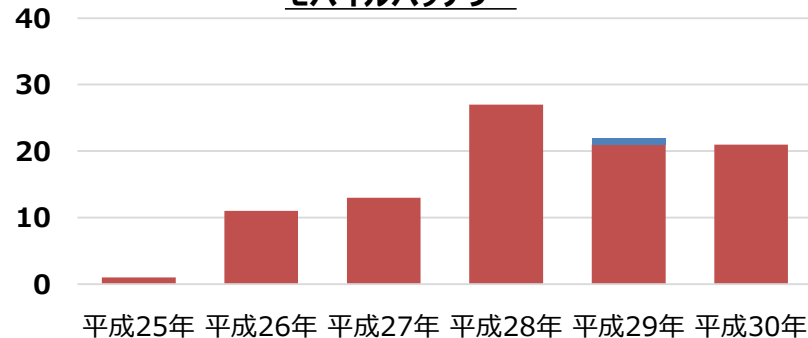
リチウムイオン蓄電池の異常による事故件数（全製品合計）



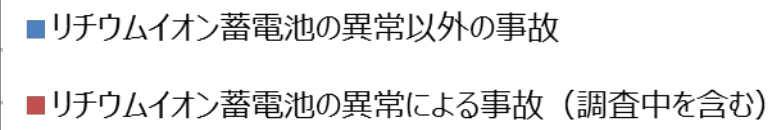
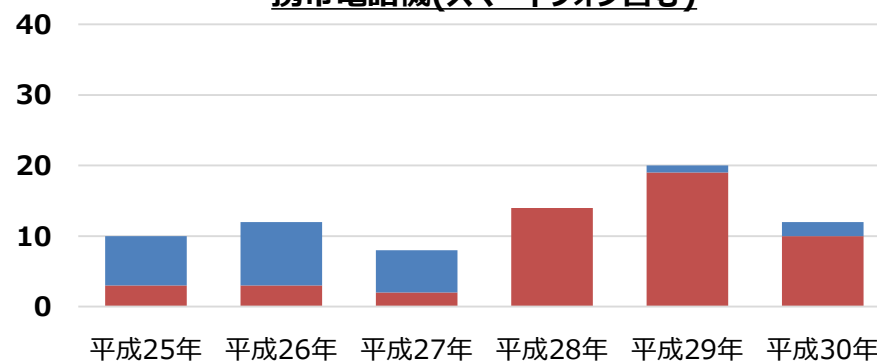
ノートパソコン



モバイルバッテリー



携帯電話機(スマートフォン含む)



製品事故における高齢者事故の割合の増加

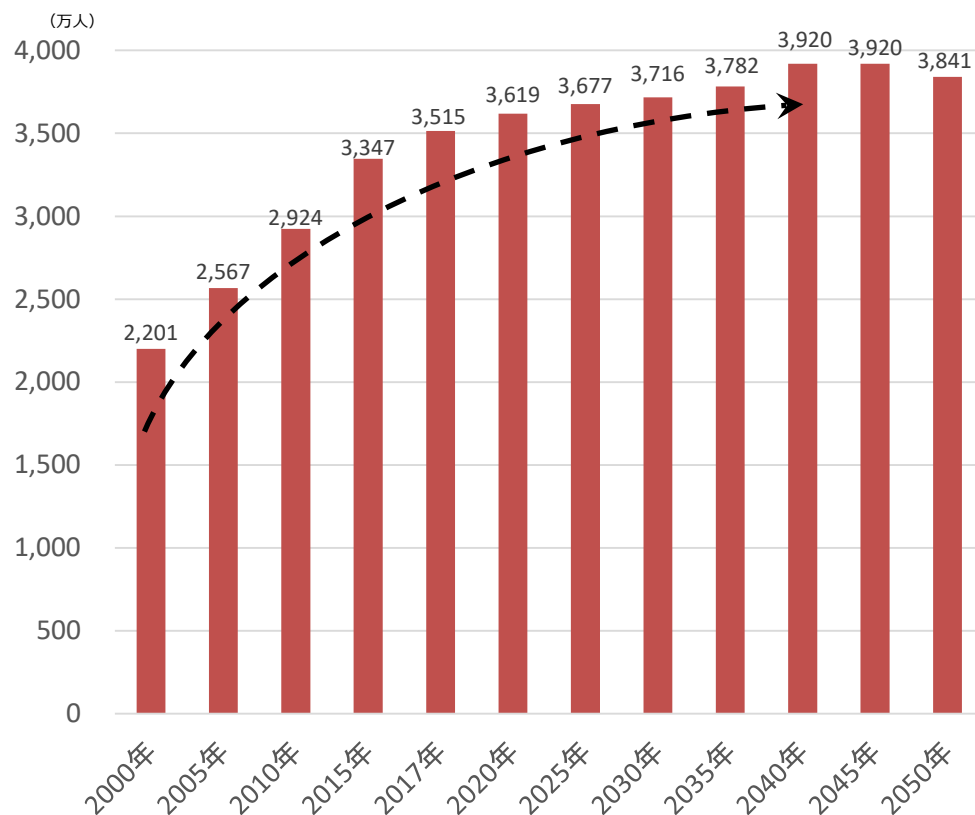
- 使用者が高齢者である製品事故（高齢者事故）の割合は増加の兆しを見せており、今後、高齢化社会の進展により、高齢者事故は増加が予見される。

製品別事故における高齢者事故の割合の変化

	平成19年	平成29年
ガス機器	38.7%	39.7%
石油機器	34.8%	54.7%
電気機器	21.9%	24.8%
その他製品	16.7%	29.7%
重大製品事故全体	23.5%	30.9%

- ※使用者・被害者の年齢が確認できた重大製品事故、年齢が不明であっても、子どもや高齢者の事故であることが確認できた重大製品事故を対象に集計。
- ※事故調査の過程で使用者・被害者の年齢が確認されることがあり、直近の平成30年の重大製品事故は未だ調査中の案件が多いことから計上していない。
- ※「その他製品」には、自転車、車いす、介護ベッド、家具、脚立、運動器具、玩具、衣類、靴などが含まれる。

65歳以上の人口推移



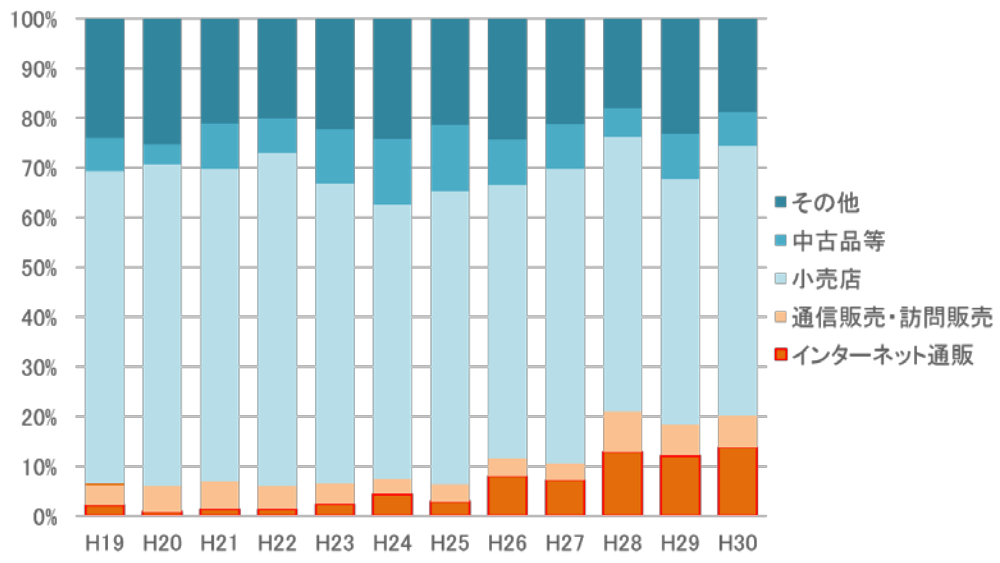
※平成29年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況(内閣府)の「高齢化の推移と将来推計」より作成

インターネット取引における製品安全の確保について

- 製品安全行政は、消費者と密接に結びついているため、ネット市場の拡大や製品のIoT化、人生100年時代の到来等の急速な社会構造の変化・技術革新の影響を受けやすい。
- インターネット市場の拡大については、ネット経由で販売された製品による重大製品事故の比率が増加の傾向。以上を踏まえ、インターネットモール事業者と連携した対応を実施している。
- また、各国各法におけるインターネット取引に関する取組について調査を実施中。今後のインターネット販売における製品安全確保の在り方を検討しているところ。

重大製品事故の製品入手経路 (ネット通販経由起因の製品事故が増加傾向)

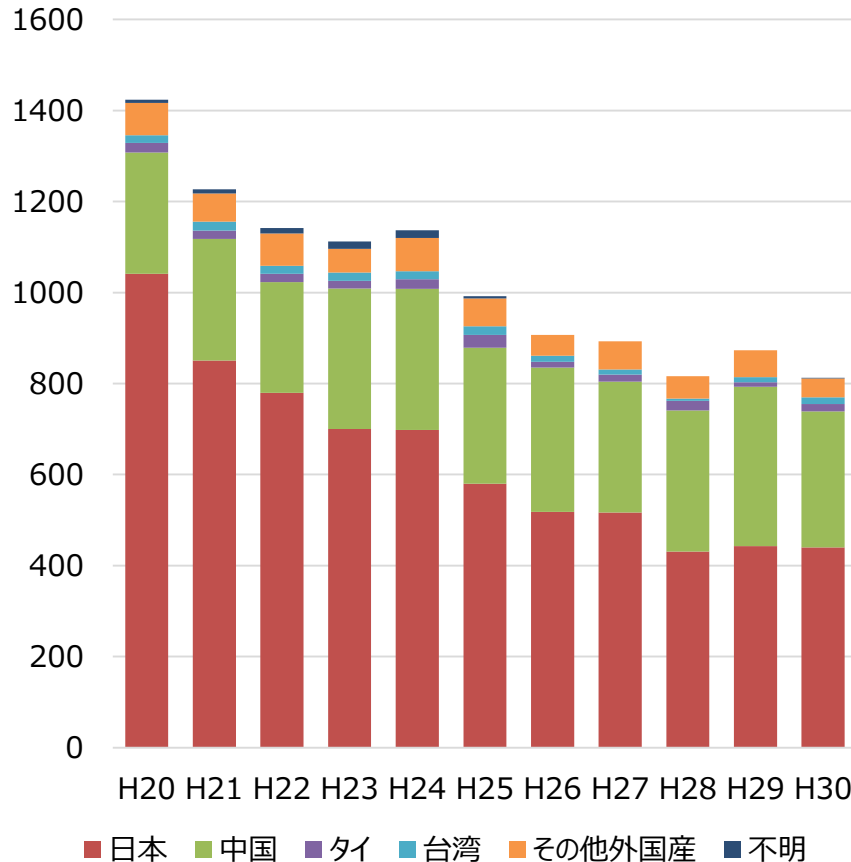
※年度集計、平成30年度は4月から11月8日受付分まで。
 ※重大製品事故報告を分類しており、消費者が製品を入手してから事故発生するまでの期間分タイムラグが存在。



輸入製品の重大事故報告件数

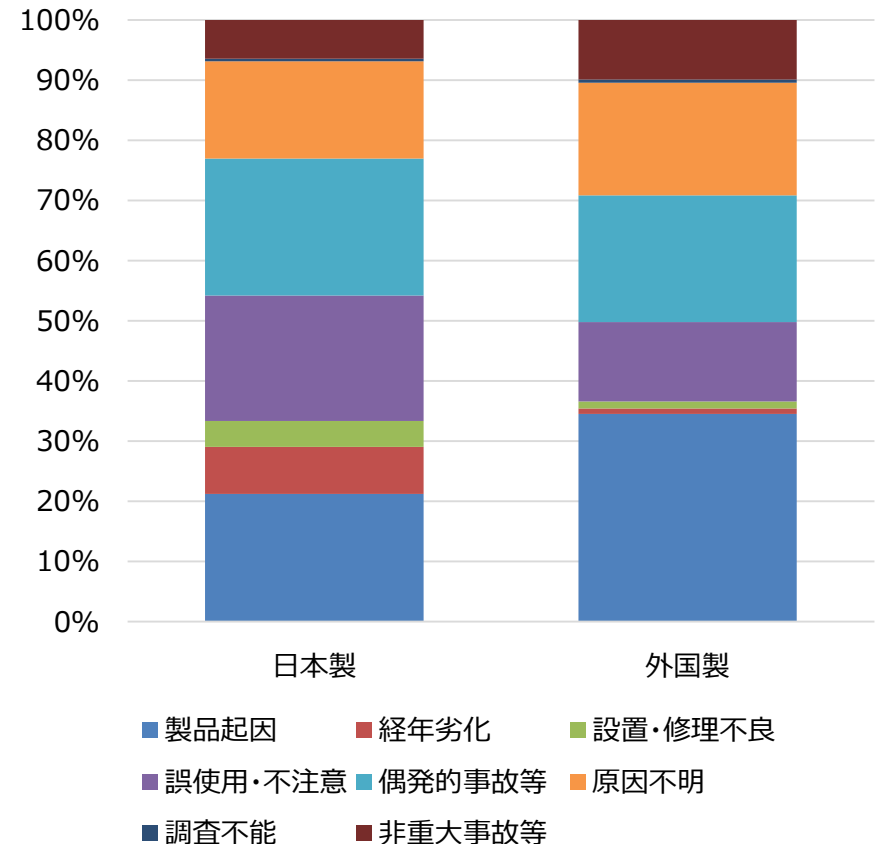
- 国産製品の重大製品事故が減少傾向にある一方、輸入製品の事故件数には変化の傾向はみられない。
- 日本製に比べ外国製の製品は、調査の結果製品起因と判断された割合が高い。
- 重大製品事故報告があった輸入製品の7割程度が中国製。
⇒ 国内大手企業による現地製造も含まれており、グローバルサプライチェーンの分析も必要。

生産国・地域別重大製品事故報告件数



日本製と外国製の製品事故原因

※平成19年以降に報告された重大製品事故の累計



(参考) IoT化等に向けた製品安全確保のあり方の検討

- 近年、スマートフォンやスマートスピーカー等によって遠隔操作が可能となったエアコン等の電気用品が普及しており、政府においても「Society 5.0」の社会実現を目指して様々な取り組みを推進している中、IoT製品の需要が高まってきている。
- 一方、製品安全関連法は、製品出荷時のハードウェアの欠陥等が起因となる製品事故防止等を目的に整備されており、サイバー攻撃などソフトウェアやデータ不良等による製品事故リスクに対しては充分整備されているとは言い難く、また責任分界点も不明瞭なのが現状。
- 以上の背景を踏まえ、平成30年度より、今後の電気用品等製品のIoT化等に係る製品安全確保の在り方について検討すべく、実態調査や外部有識者による検討会を実施しているところ。

平成30年度IoT化等が考えられる電気用品等機器に係る製品安全の確保の在り方に関する検討会の概要

◆委員名簿（敬称略）

座長	向殿 政男	明治大学 名誉教授（座長）
	有村 浩一	一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター 常務理事
	梶屋 俊幸	一般社団法人セーフティグローバル推進機構 理事 IECEE 認証管理委員会 代表委員
	源田 浩	三井住友海上火災保険株式会社公務開発部部長（企画開発担当）
	後藤 厚宏	情報セキュリティ大学院大学 学長
	住谷 淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所 経営企画部部長
	高橋 茂樹	コンサルタント（元国際電気標準会議（IEC）WG座長）
	升田 純	升田法律事務所 代表弁護士
	森 亮二	弁護士法人英知法律事務所 弁護士
	渡部 利範	株式会社テクノクオリティ 代表取締役社長

◆スケジュール

- 第1回 平成30年11月2日開催
- 第2回 平成31年2月8日開催
- 第3回 平成31年3月8日開催

◆調査・検討内容

- ①IoT化が考えられる製品に関して、国内外の事業者が取り組む製品安全確保に関する実態調査。
- ②製品がIoT化された環境で、インターネット等外部からの影響による事故等に関する実態調査。
- ③IoT化が考えられる製品において、今後想定される消費者の生命・身体への危害発生等のリスクシナリオ及びユースケースの整理。及び検討。
- ④海外のIoT製品に関する法令や規格、ガイドライン等の実態調査。

製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）

- 製品安全に積極的に取り組んでいる製造・輸入・小売事業者、各種団体を「製品安全対策優良企業」として表彰。
- 事業者の製品安全に関する取組を評価し、安全に向けた意識の向上を促進。

平成30年度の受賞企業

○大企業 製造事業者・輸入事業者部門

経済産業大臣賞 パナソニック株式会社 アプライアンス社 ランドリー・クリーナー事業部
技術総括・保安審議官賞 株式会社リコー

○大企業 小売販売事業者部門

経済産業大臣賞 株式会社ニトリホールディングス
技術総括・保安審議官賞 パナソニックホームズ株式会社
優良賞 株式会社千趣会

○中小企業 製造事業者・輸入事業者部門

優良賞 株式会社幸和製作所
優良賞 株式会社ヨシカワ ライフスタイル事業部

○中小企業 小売販売事業者部門

経済産業大臣賞 株式会社大一電化社
技術総括・保安審議官賞 有限会社ナルデン

○特別賞

一般社団法人日本サッシ協会
ヤマトロジスティクス株式会社
株式会社友和



製品安全対策ゴールド企業（受賞年度）

- 過去に経済産業大臣賞あるいは金賞を計3度受賞した企業を「製品安全対策ゴールド企業」と認定しています。

○大企業 製造・輸入事業者部門

株式会社バンダイ（平成27年度）
YKK AP株式会社（平成29年度）

○中小企業 製造・輸入販売事業者部門

株式会社相田合同工場（平成27年度）
アキュフェーズ株式会社（平成29年度）

○大企業 小売販売事業者部門

上新電機株式会社（平成26年度）
株式会社イトーヨーカ堂（平成27年度）



製品安全総点検月間／消費者向け広報

- **毎年11月の「製品安全総点検月間」**に合わせ、製品の安全が持続的に確保される安全・安心な社会の構築を目指して、**経済産業省、N I T E、事業者等がそれぞれの立場で製品安全に関する情報提供・注意喚起を実施。**

○経済産業省・NITEの主な取組

- ✓製品安全総点検セミナーの開催
- ✓製品安全に関するポスターの掲示等
- ✓中小企業向けの情報発信
- ✓HP等を通じた製品安全に関する情報発信

○賛同民間企業等の主な取組

- ✓HPや販売店舗での製品安全総点検月間の周知
- ✓フリーペーパーを活用したリコール・製品安全に関する周知
- ✓自社主催イベント等での製品安全に関する情報発信
- ✓全国ホームセンターで無料配布される雑誌にて製品安全に関する記事を掲載

- その他、年間を通じ、Twitter (@kochijiko) や政府広報等（テレビ、ラジオ、インターネット広告、官邸LINE等）、NITEの定期プレス公表を通じて、時期も意識した消費者等への注意喚起を実施。

11月は製品安全総点検月間です！

事前にチェック！
身の回りの製品！



- ✓異音、異臭、室内機からの水漏れをしていないか
- ✓コードを兼ねたままにまいていないか
- ✓チャイルドロックをかけているか
- ✓モバイルバッテリーを挿入する際はPSEマークの確認を！
- ✓置台や周りにはこりや紙などの可燃物がないか

製品にも寿命があり、古くなった点検や買い替えが必要です。異常を感じたら、まずはメーカーや販売店に相談しましょう。

製品安全に関する情報は、製品安全情報センターのウェブサイトやフリーペーパー「製品安全」に掲載されています。詳しくはウェブサイトをご覧ください。

製品安全情報センター
NITE
経済産業省

nite
安全とあなたの未来を支えます

2018年11月22日
NITE（ナイト）
独立行政法人製品評価技術基盤機構
法人番号 8011005001123

News Release

暖房器具の事故により5年間で107名死亡
～誤使用・不注意による火災を防ぎましょう～

今年の1月、使用者が石油ストーブの使い方を誤ったため、住宅を全焼した火事がありました。冬の季節は、電気ストーブをはじめとする暖房器具の使用機会が増えるため、改めて暖房器具の正しい使い方を確認し、事故を未然に防ぎましょう。2013年度から2017年度の5年間にNITE（ナイト）に通知された製品事故情報[※]では、暖房器具[※]の事故は1,064件[※]ありました。中でも電気ストーブや石油ストーブによる事故が目立ち、住宅の全焼やそれに伴う死亡事故も発生しています。

暖房器具による事故の被害状況を見ると、1,064件のうち、770件（72%）が火災を伴っており、また、死亡事故は96件（107人）となっています。特に70歳以上の高齢者による死亡事故は被害者の年齢が不明した死亡事故76件中54件（71%）あり、注意が必要です。

暖房器具による火災などの事故は毎年10月頃から増加し、年末から年初にかけて事故の件数はピークを迎えるため、暖房器具の誤った使い方について注意喚起を行います。

ストーブやヒーターの近くには可燃物を置かない、燃焼時や使用しないときは、暖房器具の電源スイッチを切り電源プラグを抜く、完全に消火したことを確認するなど、正しく使用してください。火災だけでなく、**火災は製品の事故と関係ありません。**



（出典：NITEプレス）

- 重大な損害を招く製品事故が多数発生しています
- 販売事業者への効果的な立入検査にご協力ください
- リコールなど、消費者が知ることで防げる事故があります
- 製品安全対策優良企業表彰の受賞企業もご活用ください
- 皆様による働きかけ（広報等）が、消費者の被害防止につながります。消費者安全は生命身体と財産の両輪で！
- 長期使用製品安全点検制度の点検案内が届き始めます
- 消費者向けコンテンツは経産省WEBページから。
- 連携して製品事故の被害を防止しましょう！！



製品安全ガイド

検索



【参考】経済産業省の広報資料のご紹介

経済産業省では、**広報資料をWEBで提供**しています。

どなたでも**ご自由にご利用いただけます**が、感想やご意見・ご要望があればお知らせいただけると助かります。

URL : http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html

製品安全ガイド

検索

N I T E でも**広報資料や事故再現動画を公開**しています。

URL : <https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/index.html>

nite 事故防止

検索



リコールや製品事故の最新情報やお役立ち情報をtwitterでも発信しています。



ご意見・ご質問・広報活動のご相談は

[経済産業省製品安全課](#)、または[お近くの経済産業局](#)へご連絡ください。

＜各局連絡先＞

経済産業省	産業保安グループ	製品安全課	<u>03-3501-4707</u>
北海道経済産業局	産業部	製品安全室	<u>011-709-1792</u>
東北経済産業局	産業部	製品安全室	<u>022-221-4918</u>
関東経済産業局	産業部	製品安全室	<u>048-600-0409</u>
中部経済産業局	産業部	製品安全室	<u>052-951-0576</u>
近畿経済産業局	産業部	製品安全室	<u>06-6966-6098</u>
中国経済産業局	産業部	製品安全室	<u>082-224-5671</u>
四国経済産業局	産業部	製品安全室	<u>087-811-8526</u>
九州経済産業局	産業部	製品安全室	<u>092-482-5523</u>
沖縄経済産業部	消費経済室		<u>098-866-1741</u>